

	新潟市教育委員会 平成20年10月 定例会会議録			
日 時	平成20年10月 8日(水) 午後1時30分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 2号棟 4階 白2-403会議室			
出席委員 (6名)	山 田 委員長		欠席委員	
	佐 藤 委員			
	小 池 委員			
	田 中 委員			
	高 山 委員			
	佐 藤 教育長			
会議に出席 した職員 (19名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	市 橋 浩	保 健 給 食 課 長	和 田 圭 央
	教 育 次 長	長 谷 川 裕 一	生 涯 学 習 課 長	玉 木 一 彦
	教 育 次 長	田 中 純 夫	教 職 員 課 長	逢 坂 健 太 郎
	教 育 政 策 監	手 島 勇 平	総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長	津 野 敏 江
	事 務 局 参 事	大 科 俊 夫	学 校 支 援 課 長	中 山 真
	中 央 図 書 館 長	八 木 秀 夫	地 域 と 学 校 ふ れ あ い 推 進 課 長	梅 津 玲 子
	生 涯 学 習 セ ン タ 一 次 長 補 佐	丸 山 茂 樹	中 央 図 書 館 企 画 管 理 課 長	渡 辺 光 代
	教 育 総 務 課 長	川 瀬 正 之	教 育 総 務 課 長 補 佐	和 田 明 彦
	学 務 課 長	朝 妻 厚 雄		
	施 設 課 長	神 田 健 一	教 育 総 務 課 主 査	杉 本 浩
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 1時30分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (3件)	議案番号	件 名
	議案第 21号	新潟市立図書館条例施行規則改正に伴うパブリックコメントの実施結果及び新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について
	議案第 22号	高志中等教育学校の教職員人事等について
	議案第 23号	職員の人事措置について
	議案第 号	
報告 (5件)	記 号	件 名
		教育委員会の事務執行にかかる点検・評価の議会報告について
		新潟市立高志中等教育学校前期課程平成21年度使用教科用図書を選定について
		新潟市立高志中等教育学校の校章と校歌について
		特別支援学校の校名について
		新潟市立浜浦小学校の第24回「教育奨励賞」受賞について
その他 (件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

○委員長

午後1時30分開会を宣言する。
定例会を開催する前にお諮りします。
報道各社から取材の要望がございます。TeNY, NST, BSN, 新潟日報, UX, 毎日新聞, 読売新聞です。
撮影については、これまでと同じように、頭撮りということ
でお願いしています。
許可をするということによろしいでしょうか。
(「異議なし」の声)
報道関係の皆さん、取材等はこれまでどおりでお願いします。
なお、撮影は頭撮りということによろしくお願いいたします。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長

田中委員, 高山委員 両委員を指名。

第3 付議事件

○委員長

付議事件に入ります。
付議事件議案第21号「新潟市立図書館条例規則改正に伴う尾パブリックコメントの実施結果及び新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について」、中央図書館の説明をよろしくお願
いいたします。

○中央図書館

中央図書館でございます。よろしくお願
いいたします。
この議案につきましては、8月教育委員会定例会でご説明を
させていただき、パブリックコメントの実施についてご承認を
いただいたものでございます。
4ページをご覧いただきたいと思います。この同規則の一部
改正案について、改めて新旧対照表によりご説明させていただきます。
改正事項は3点でございます。1点目は個人貸出を利用で
きる者に、「図書館の相互利用に関する協定を締結した市町村に
居住する者」を加えるものであり、2点目は、視聴覚資料の貸
出期間を7日間から14日間に変更するものです。3点目は多目
的ホールの利用許可申請の受付を、1か月前から3か月前に始
期を早めるものでございます。
これら3点の改正事項につきまして、9月1日から9月30日
までの1か月間、パブリックコメントを実施いたしました。そ
の実施結果についてご報告させていただきます。

今、お配りいたしましたパブリックコメント実施結果についてご覧いただきたいと思っております。

その前に、字句の訂正をさせていただきました。提出状況の表がありますけれども、一番下の、「中央図書館多目的ホール利用許可申請受付の時期を早める」を「始期を早める」に訂正させていただきました。

それでは概要について説明させていただきます。

2行目の「提出状況」でございますが、意見提出者数は9人ございまして、意見は10件ございました。その提出方法は、窓口が7人、ファックスが1人、メールが1人でございます。項目別の意見数でございますが、広域利用の実施につきまして6件、視聴覚資料の貸出期間の拡大については4件、多目的ホール利用許可申請受付の始期を早めることについてはございませんでした。

「意見概要と市の考え方」についてでございますが、「広域利用の実施」については賛成が4件、反対が2件ございました。反対意見の2につきましましては、受益者負担の原則から、市在住で市民税を納めている人のみに限るべきとのご意見でございますが、隣接自治体住民の相互の利便性を図り、文化・教養の向上に寄与することができ、また、図書館は自宅や職場に近い館を利用できることが望ましいと考えています。すでに阿賀野市や五泉市では新潟市民に貸出を行っているという実情もございます。

3の反対理由は4点ございました。1点目につきましては、「市町村合併時に市立図書館条例を改正する段階で、検討は行われたはずで、今さら提案すべき事項ではない」というご意見でございますが、旧新潟市のサービスに統一した後に、主に今まで総合利用を実施していた自治体の住民から、再開の要望をたくさんいただいております。

2番目の「合併以前に、旧隣接図書館間で相互利用が実施されていたようだが、その理由は何か。それを全市的に拡大することによる影響について、まずは協議会や隣接市町村との話し合いを行い、その結果を公表した後、意見募集を行うべきではないか」という意見につきましては、相互理由を実施していた理由は、それぞれの自治体住民相互の利便性の向上を目的として行っていたものでございます。また、図書館協議会に諮りまして、賛成のご意見をいただいております。そして、隣接市町村との協議も踏まえた形で提案をさせていただきます。

3番目の「合併とオンライン化により、利便性・多様性は向上し

たが、一方で希望図書が手元に届くまで時間がかかる。広域利用を実施すれば、さらに影響が大きくなる」というご意見につきましては、今後著しく本市住民の利用を損なうようであれば、再検討していきたいと思えます。

4番目の「図書館の予算が厳しいから相互で助け合いというのは、地域図書館の進歩は望めない。市民が利用しやすい図書館をどう構築するか、市民自身が図書館を守り育てていくためにも、利用者はある程度の自制と努力が必要である」というご意見につきましては、住民相互の図書管理用の利便性を図ることが目的でございます。予算が厳しいことを理由に改正を行うものではございません。

「広域利用の実施」については以上でございます。

次に、「視聴覚資料の貸出期間の拡大」につきましては賛成が2件、反対が1件、要望が1件ございました。

「貸出点数を2点から3点に増やしてほしい」との要望につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

また、「資料の回転を早めるために、現行の貸出期間でもよい」とのご意見につきましては、図書や雑誌の貸出期間をあわせてほしいとの意見を多くいただいております。図書、雑誌は予約がついていない場合、貸出期間の延長ができますが、回転を早めるための対応といたしまして、視聴覚資料の延期はできないこととし、資料の充実に努めてまいります。

以上、いただいた意見を踏まえまして、改正案を再検討した結果、原案のとおり改正いたしまして、施行期日を11月1日とするものがございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長

パブリックコメントを求める際に説明がございました見解です。その結果、10件の案件がきています。これに対して、新潟市はこう考えますということが一覧になっておりますが、何かご質問等ございませんか。

○佐藤委員

10件がパブリックコメントというところかなりその他の問題があるのではないかと思います。もちろん窓口、あるいはメールでパブリックコメントを求めたということですが、こちら側の論理はよく分かるのだけれども、10件しか集まらなかったということをもう少し考えるべきなのではないかと思うのですが、例えば一定程度来なかったら、ほんぽーとの来館者に聴き取り調査をして、アンケートを書いてもらうとかということは、やはりこれから必要なのではないかと思います。

私も、CD、DVDに関しては14日間というのは長いという

気がしているのです。間違いなく、パーセンテージでいけば30%の方が7日間の方が借りやすいという意見があるわけですので、それが逆転すればこのやり方を変えなければいけないので、その辺のところも踏まえて、制度は柔軟に考えていただきたいと思います。

○中央図書館

ありがとうございます。意見募集での意見はこうだったのですけれども、実際にカウントはしておりませんが、かなり窓口等で、視聴覚資料につきましても延長してほしいというご意見を踏まえまして、一応、改正させていただきたいと思いましたが、意見を求めた結果10件というのは少ないという点もございますので、今のご意見を参考にさせていただきたいと思えます。

○委員長

窓口の様子も加味できるようなパブリックコメントというご意見であったかと思えます。

ほかにもございませんか。

○高山委員

この区分の方ですが、年齢層はどうですか、偏っていますか。年齢を求めたわけではないのですか。

○中央図書館

求めています。

○高山委員

これを窓口で書いて提出されたわけですか。あるいは口頭でのものですか。

○中央図書館

書いたものを、指定の様式がありまして、それを窓口に出された方が7人いらっしゃいましたし、ファックスで送っていただいた方が1人、メールが1人で行いました。

○委員長

それでは、案のとおり改正するというので、よろしく願いいたします。

続いて、議案第22号に入ります。22号は「公私中等教育学校の教職員人事等について」。人事案件で、非公開にあたりますので、会議終了後に行いたいと思えます。

議案第23号「職員の人事措置」についても、同じく人事案件ですので、会議終了後に行いたいと思えます。

○高山委員

冒頭撮影はもう終わりではないでしょうか。

○委員長

撮影をしておられる方、頭撮りだけということですのでお願いいたします。

第4 報 告

○委員長

それでは報告に入ります。「教育委員会の事務執行にかかる点検・評価の議会報告について」、教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長

はじめに資料の訂正をお願いいたします。資料12ページをご

覧ください。右上に、「いじめの発生人数・30日以上欠席した児童生徒の人数ともに増加の見込み」とありますが、「の見込み」を削除して、「人数とも増加」ということでお願いいたします。

それでは、「教育委員会の事務執行にかかる点検・評価の議会報告について」を説明いたします。

9月19日に文教経済常任委員会において報告をいたしました。報告の資料は、「新潟市教育ビジョン平成19年度施策評価の概要と教育委員の主な活動内容」です。あわせてA3判の「教育ビジョンの施策評価一覧表」、評価結果を詳細にまとめた資料を配付いたしております。議員の皆様からいただいた主な意見を8ページにまとめております。

肯定的な意見としては、評価シートのわかりやすさや平均が3.23と指標以上に進捗していることが挙げられました。改善してほしいという意見としては、管理職の登用については、女性だからというよりも、優秀な人材を登用することを第一に考えてほしいという意見、教育委員の市内視察の回数を他の政令市と比較する中で、少ないようであれば回数を増やすことを検討してほしいという意見などが挙げられました。このほか、小中一貫校の検討の状況や学校への苦情対応のシステムなどにつきましても質問をいただき、進捗状況について説明いたしました。

なお、視察の回数についてであります。他の政令市の市内視察の回数を把握しておりませんが、新潟市の過去の活動実績と比較しますと、平成16年度以前は年に1から2回であったものを、平成17年度からは4回以上に増やしております。

以上、教育委員会の事務執行にかかる点検・評価の議会報告の概要についてお伝えいたしました。よろしくお願いたします。

○委員長

個々の内容はないのですね。

○教育総務課長

教育ビジョンについては何回もご説明申し上げておりますので、基本的には議会報告の概要ということでございますので以上でございます。

○委員長

それでは、新潟市教育ビジョンの評価一覧でございます。「新潟市教育委員の主な活動内容」について10ページ、11ページにわたってあります。何か質問はございますか。なお、議会からは、8ページの「議員からの主な意見」に議員の意見が載っているということです。

いかがでしょうか。

○高山委員

教育委員の主な活動内容の中に、マイスターの認定だとか、

教育フォーラムへの参加だとか、校長会への参加といったものが抜けているように思うのです。これらは大変大事なものではないでしょうか。

○教育総務課長

申しわけございません。次回から必ず記載するようにいたします。

○教育総務課長

詳細に活動状況が分かるように記載したいと思います。

○委員長

20 ページの下段の「その他の出席」のところに、「マイスター事業」と書いてあるのですが、これは実際には大変負担の大きい仕事で、授業がそれぞれ 12 回もあって、そのほかに認定会議等、5 月から何回も会議に出ているということです。そのような書き方をしていただきたいと思いますし、校長会の研修会も教育委員も一緒に参加しているということがございましたので。

○高山委員

その中で、新潟市立学校適正配置審議会に教育委員が出たというのは教育長の話ですか。

○委員長

私が出席しました。

○高山委員

わかりました。

○委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、教育委員会の事務執行にかかる点検・評価の議会報告について終わりたいと思います。

今、事故米にかかる報告があったのですが、まだほかの資料も出したいということで、協議会の方で準備をしたいということです。これも会議終了後、協議会を開いて検討いたしますので、よろしく願いいたします。

続いて、「新潟市立高志中等教育学校前期課程平成 21 年度使用教科用図書の選定について」、学校支援課長、お願いいたします。

○学校支援課長

来年度に開校いたします新潟市立高志中等教育学校前期課程の平成 21 年度使用教科用図書の選定につきまして、基本方針、選定手順の内容を説明させていただきます。

1 の「基本方針」にありますように、公立中学校と同様に、法令等に基づいて選定し、教育委員会が採択いたします。その際、義務教育、小学校の教科用図書の無償措置に関する法律、第 13 条の規定により、採択地区の規程にかかわる学校単独で教科用図書の採択ができるということから、高志中等教育学校の教育目標及び教育内容に適したものを選定することとしております。

次に、2 の「選定委員会」でございますが、検討部会と調査

部会からなる「新潟市立高志中等教育学校前期課程平成 21 年度使用教科用図書選定委員会」を設置し、教科用図書の選定にあたります。この選定委員会を設置するにあたり、別紙にありますように、新潟市立高志中等教育学校前期課程平成 21 年度使用教科用図書選定委員会設置要綱を定め、委員会の任務、組織等について定めてまいります。この要綱につきましては、高志中等教育学校が平成 20 年 11 月 1 日に設置されることから、学校設置日から施行することといたします。

最後に 3 の「手順」でございますが、11 月に検討部会、調査部会を開き、教科用図書の調査結果を基に選定資料を作成いたします。12 月に検討部会を開き、選択候補を選定いたします。その結果を踏まえ、1 月の教育委員会で採択をお願いする予定としております。

以上のとおり、教科用図書の選定作業を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

高志中等教育学校前期課程の教科用図書の選定についてですが、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

○佐藤委員

参考までにお聞かせ願いたいのですが、いわゆる一貫教育で使われる教科書というのは、一般の市立の中学校で採択されたものの内容とはかなり異にするものなのでしょうか。

○学校支援課長

基本的には、中学校 1 年生から中学校 3 年生の教科書の内容になります。

○佐藤委員

一緒ということですね。

○高山委員

教科書も一緒ですか。

○学校支援課長

教科書の採択につきましては、新潟市立中学校の教科書と同じということではありません。

○委員長

学校の選択になるわけですね。

○学校支援課長

学校の選択ということです。

○委員長

それは高校と同じと。高校は高校長が選んで、ここで採択するという感じですね。中学校の場合ですと、全中学校が同じ教科書を使うと。しかし、中等教育学校は校長が採択することになるのですか。

○学校支援課長

はい。現在、職員はまだおりませんので、職員にかわって調査委員が調査をするということでございます。

○委員長

要綱を定めて、選定委員会を設け、調査・研究を行って選定するということになりますね。

○小池委員

最初の「基本方針」の(2)に「教育委員会が採択する」となっていますよね。そうすると、学校長が決めるということと

	は違うわけですね。
○委員長	採択は教育委員会とここでやるということですね。
○学校支援課長	そうです。
○委員長	高校の場合も同じですね。
○学校支援課長	高校の場合には高校で選定をしていただいて、最終的には教育委員会で採択をしていただくという状況でございます。
○小池委員	教科用図書選定委員会をつくってというのは、平成 21 年度にかぎっての措置ということですか。教職員が配置されれば高校と同じように学校の中での選定委員会で選んできた物をここで採択するということになるわけですか。
○学校支援課長	これにつきましては、平成 21 年度、平成 22 年度の 2 年間という形でございます。平成 23 年度には教科書の採択替えがありますので、それにあわせて検討していくと。
○委員長	そのときは、学校が選定委員会を設けるわけですね。高校の形と同じですか。
○学校支援課長	平成 21 年度の選定と同じような形で進めていくということでございます。
○委員長	では、やり方は高校と違いますね。教育次長が検討部会及び選定委員会になるのでしょうか。それは方法が違うでしょう。
○学校支援課長	そうですね。
○委員長	分かりました。よろしいでしょうか。
○小池委員	一貫校ではない普通の中学校の場合も教科書選定にあたっては、教科書が変わるときですけれど、教科用図書選定委員会があつて、そこで調査をして、いろいろな資料を作つてということをやりますけれども、それとは別に、もう 1 つ市立高志中等教育学校のための教科用図書選定委員会が平成 20 年度、平成 21 年度を過ぎると、その次のときには教育委員会に 2 つできるということになるということですか。
○学校支援課長	そのとおりでございます。
○小池委員	それも事務的には不効率なような気がするのですが、委員会を開いてかなりの量の調査書を作られますよね。
○高山委員	選定委員会の中に検討部会と調査部会を設けるということになっておりますが、それはどのくらいの人数になるのですか。
○学校支援課長	検討部会につきましては 6 名でございます。調査部会につきましては 19 名でございます。
○高山委員	調査部会には中学用と高校用教科書担当と分けられるのですか。
○学校支援課長	これにつきましては、当面のものということでございまして、

中学部という形でございます。

○委員長

よろしいでしょうか。少し入り組んでいるようですが、中等教育学校というものが中学校とは違うということを考えると、その検討が必要だということですね。

続いて、新潟市立高志中等学校の校章と校歌について、よろしく願いいたします。

○学校支援課長

高志中等教育学校の校章と校歌についてご報告いたします。24 ページをお開きください。

まず、校章のデザインについてでございます。現在、デザインを依頼した、新潟大学教育学部芸術環境講座准教授・橋本学先生とデザインを絞り込んでいるところでございます。橋本准教授につきましては、これまで日本海夕日コンサートのシンボルマークの選定委員を務められたほか、新潟市の教育現場とも深くかかわりの方であるということから、デザイン制作を依頼したところでございます。大学からも責任者として推薦をいただいております。10 月中には校章デザインを決定し、その後、3月の完成をめどに校旗、体育館のステージの緞帳用貼付校章、玄関設置用の校章、以上3点の制作を進めてまいります。

続きまして26 ページでございます。新潟市立高志中等教育学校の校歌についてでございます。説明資料ということで、「新潟市立中等教育学校（仮称）の学校像」を配付させていただいておりますので、参照していただきたいと思っております。

校歌の制作につきましては、本市出身で芥川受賞作家である藤沢周先生に依頼しておりました。校歌を制定するにあたり、同校の育てたい生徒像及び学校像にふさわしいものを制定するという方針から、新潟市立中等教育学校の学校像に掲げる、主に育てたい生徒像と高めたい資質を基に以下のように表現しております。

育てたい生徒像、自らの知性と人間性を高め、社会に貢献しようとする人間につきましては、次のページに校歌の詩が載っておりますが、1 番の3 行目「未来を担う貢献の」、2 番のところで「知愛の心育（はぐく）みて」、3 番の「美（うるわ）し心かよわせて」という言葉でそれぞれ表現しております。

また、高めたい資質のうち、未来をつくる貢献につきましては、1 番の先ほどありました「未来を担う貢献の」という言葉で開拓心と未来の担い手としての自覚を、自己を鍛える、自立につきましては、2 番の「知愛の心育（はぐく）みて」、3 番の「優しさ壮（さか）んに越の氣に」という言葉で、将来にわた

って学んでいくための確かな学力とたくましい気力・体力。

社会に生きる共生につきましては、1番の「友の声」、「互敬の心つながりて」、2番の「世界に拓（ひら）く友とあり」、3番の「友と歌いて仰ぎみる」、「銀河の共生」という言葉でコミュニケーション力と人を敬う心をそれぞれ表現しております。

このような形で藤沢先生から作詞をしていただいているという状況でございます。これを基にしながら、上越教育大学の教授でございます後藤丹先生に作曲をお願いしていくということで進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長

校章と校歌についてこのようにしたいという説明がございました。校章の方は新大教育学部の橋本学准教授に、校歌の方は藤沢周、後藤丹両先生に願ひするということですが、いかがでしょうか、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

○高山委員

これにまったく異議はないのですが、人選というのは、最初は学校支援課でおやりになるのですか。

○学校支援課長

人選につきましては、新潟になじみの深い方を中心にしながら、学校支援課で人選させていただきました。

○高山委員

分科会を開いてということですか。

○学校支援課長

担当を中心にしながら、どなたがということで検討したということでございます。

○高山委員

そうすると、いろいろな候補がほかにもあったことはあったのでしょうか。出てくる人たちの名前というのはどうでしょうか。いろいろな候補の中から選んだということでしょうか。

○学校支援課長

何名かの候補の中からということでございます。

○高山委員

それから、校旗制作に60万9,000円とあるのですが、それは緞帳のような校旗でしょうか。

○学校支援課長

学校にとっての象徴でございます、緞帳といいますか、かなり厚みのあるものでございます。周りにふさがついていて、支柱といったものも含めてということでございます。

○高山委員

それは新潟で制作できるものですか。あるいは他県の専門業者に出すのですか。

○学校支援課長

今、新潟で考えております。

○高山委員

作れるのですか。

○学校支援課長

はい。

○委員長

校旗を作ると100万円かかるとよく聞くのですが、これは60万9,000円ということですが、中等教育学校ですから、小学校、中学校よりも少し上という形になるだろうと思うのですが、そんなに悪くはないですね。

○学校支援課長	<p>価格等についてはさまざま幅があるということでございますが、これまでの過去の実績等を踏まえながら、この価格でということを進めております。</p>
○委員長	<p>分かりました。</p> <p>それではよろしいでしょうか。校歌・校章についてお願いいたしました。</p>
○学校支援課長	<p>続いて、「新潟市立の特別支援学校の校名募集について」、説明をお願いいたします。</p> <p>28 ページ、29 ページでございます。校名の公募ということでご報告させていただきたいと思っております。</p> <p>すでにご報告しておりますように、平成 22 年 4 月に西蒲区堀山新田の巻工業高校跡に、2 校目の市立養護学校を開校いたします。それに伴い、市立養護学校が 2 校になるため、新設校及び東区海老ヶ瀬の現市立養護学校の校名を広く公募することにより、特別支援教育についての関心と理解を深めていきたいと考えております。</p> <p>公募にあたりましては、学校教育法の改正により、盲・聾・養護学校が特別支援学校という呼称に変わったことを受け、「新潟市立〇〇特別支援学校」という名称にしたいと考えております。</p> <p>また、現市立養護学校の分離・新設という側面もございますので、二つの学校が兄弟校として連携を深めていくことができるように、両校あわせて募集をしていきたいと考えております。</p> <p>寄せられた校名から、教育委員会事務局が市立養護学校の保護者、職員の意見を聞きながら、候補を 3 案程度に絞り込み、教育委員会の皆様のご意見をお聞きし、最終的に市長が決定するという方針であります。公募につきましては、11 月 2 日の市報に掲載するほか、市のホームページへの掲載、また、市立養護学校の保護者などの関係者にチラシを配付するなどして周知を図ってまいります。</p> <p>校名の選定にあたりましては、知的な障がいのある児童生徒にも親しみやすい校名にしていきたいと思っております。1 月には校名を決定し、2 月議会において特別支援学校設置条例の改正を予定しております。なお、両校との校名の変更は平成 22 年 4 月 1 日からいたします。よろしくお願いいたします。</p>
○委員長	<p>29 ページを見ると、具体的に募集の用紙が載っております。東地区の養護学校、西地区の養護学校 2 校になりますので、それぞれの名前を募集するというところで、来年の 4 月からは新し</p>

い名前でスタートすることになります。何かご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続いて、「新潟市立浜浦小学校の第24回『教育奨励賞』について」、学校支援課長、お願いします。

○学校支援課長

浜浦小学校にとっても大変名誉ある賞でございます。すでに新聞、テレビ等の報道によりご存じのことかと思いますが、大変名誉であり、うれしい報告ということでさせていただきます。

これにつきましては、時事通信社が文部科学省の後援を受けて毎年行っております「教育奨励賞」というものがございます。これは各都道府県教育委員会や政令市教育委員会が特色ある取組をしている学校を推薦し、行われているものでございます。昨年度のから新潟市も政令市として市内学校の特色ある取組を推薦しておりますが、今年度、第24回教育奨励賞に浜浦小学校の事業改善に向けた取組を推薦いたしました。

その結果であります、全国60校近くの推薦校から浜浦小学校が最高の賞である「優秀賞」を受賞いたしました。これは全推薦校の中から2校に授与される大変名誉なものでございます。さらに、「優秀賞」受賞の2校のうちの1校には「文部科学大臣奨励賞」が授与されますが、浜浦小学校はこの「文部科学大臣奨励賞」も授与されることになりました。

浜浦小学校の取組は、「数学的な考え方を高め、表現力を鍛える授業づくり」のテーマの下、「ズレで作る授業と絵・図・表の表現力を活用する授業作りのあり方」をサブテーマに設定し、教師一人ひとりが年間3回の授業公開を、外部評価を取り入れるなどして計画的なサイクルにより実施し、授業力の向上を図るものでございます。

今回の「教育奨励賞」では、「活用力の問題に正面から取り組み、我が国の教育をリードしている」と高く評価されての受賞とうかがっております。

今月27日、東京において校長が文部科学大臣から表彰を受けることになっております。

市内の学校がこのような名誉ある賞を受賞できたことは他の学校にとっても大変励みになるものであり、今後の各学校の取組の推進力になるものと期待しているところでございます。

以上、報告ということでよろしく願いいたします。

○委員長

大変いいお話でしたが、浜浦小学校が「教育奨励賞」を受賞したということです。マイスターのメンバーの1人として、昨年、マイスター研修に参加しておりました。私も授業を見させ

ていただきましたが、非常に提案のある授業でよかったと思われました。今年の7月にほかの学校でその実践を市内の先生方に発表したという経過があります。

何かご質問はございますでしょうか。

○高山委員

手続きというか、つまり、新潟市政令市から1校だけ推薦するのですか、または、何校か推薦できるのですか。あるいは県は県として推薦するということになるのでしょうか。

○学校支援課長

私どもの方でこれまでの各学校の取組等を勘案しながら、1校を推薦ということがございます。なお、政令市になるまでは県で1校ということで、新潟市の取組としてこのようなものかということを含めながら、提案しながらという状況でございます。

○高山委員

そうしますと、新潟県全体としては2校ということですね。

○学校支援課長

そうでございます。

○委員長

それでは、浜浦小学校の「教育奨励賞」については以上で終わります。

次に、要項には載っておりませんが、市内の男子生徒5名による暴行事件について報告をお願いします。

○学校支援課長

現在、警察で捜査中ということもありまして、詳細についてはまだはっきりしないという状況でございます。また、女性のプライバシーもあり、なかなかはっきりしない面もあるということがございますが、現在、知り得ている範囲でご報告させていただきます。

発生の日にちでございますが、9月27日の土曜日ということでございます。市内の中学校の男子5名による市内在住の女性に対する集団暴行ということでございます。10月1日には被害者の家族が警察に届出を提出したということです。そのような中で、昨日7日に5名が逮捕され報道されたという状況でございます。

教育委員会の対応ということもございますが、昨日、警察の報道発表を受けまして記者会見を実施したということです。これを受けまして、教育委員会としましては、今後、警察等と連携をしながら事実を把握することと、あわせて再発防止に万全を期していきたいと考えております。

また、学校支援課の中にスクールソーシャルワーカーという形でカウンセリング等も堪能な職員がおります。そのようなことで、積極的に派遣するなどして、教育相談の体制を図っていききたいと考えております。

○委員長

詳しいことはまだ分かっていないところが多いというお話ですが、いずれにしろ、分かりしだい、教育委員会は素早い対応をしていただきたいと願っております。スクールソーシャルワーカー等カウンセリングを多くの子どもが待っているのではないかと思いますし、そういったものへの対応をきちんとやっていただきたいと思います。なお、再発防止に向けても、今後、十分検討して、市内の各校を指導していく必要があるだろうと思います。よろしく願いいたします。大変残念な痛ましい事件が起こったと思っておりますが、今後誠実に対応していただくことで報告を終わりたいと思います。

それでは、以上で報告を終わります。

第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

11月定例会は、11月17日（月）午後3時から、12月定例会は12月17日（水）午後2時からでお願いしたい。

○全委員

全員異議なく了承する。

第6 閉会宣言

○委員長

午後4時00分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員